

第3回神奈川県立公文書館業務検証委員会

開催日時

平成30年11月20日（火） 午後2時～午後5時05分

場所

神奈川県庁新庁舎5階 新庁応接室

出席者（敬称略）

飯田生馬、梅原康嗣、加藤聖文（委員長代理）、篠崎百合子、野村武司（委員長）
事務局（公文書館長、情報公開広聴課副課長、他9名）

傍聴者

0名

次回開催予定

平成30年12月14日（金）午後9時30分～

第3回神奈川県立公文書館業務検証委員会 議事録

1 開会

事務局から、本日の傍聴者はいない旨の報告がなされた。

2 議事

審議事項

(1) 評価選別について

事務局から、「資料1」の「Ⅲ 1 評価選別」に基づき説明がなされた。

【質疑応答・意見交換】

(委員)

再審査の過程で、これまでの経験に基づいて、公開すべきかすべきではないかという審査をしていく中で、これは公開したほうがいだろうというものと、非公開した方にしたほうがいだろうというものを整理したところ、一つは時の経過によって公開すべきと整理ができるものと、それから非公開に変更したものについては、要配慮個人情報にあたるものが概ねを占めたということなのか。

(事務局)

審査をしていく中で、内部で検討した結果、これは非公開にすべきだとか、公開しても構わないというものが出てきた。ただ残念ながら、閲覧台帳を作っていなかったのもので、非公開にすべきものを本当に見逃したのか、それとも、当時からそのような考えで公開したのかということからは分からない。今回、閲覧台帳を作成し、30年経過で公開、あるいは不利益情報だが50年経過で公開というような考え方をしっかり記入するので、同じことは二度とないだろうと考えている。

(委員)

そうすると、閲覧基準の曖昧性もまだあるということか。

(事務局)

全課員が閲覧基準で、そこまで考えていなかった可能性がある。今回、このような事例を積み重ねているところだが、3,286件を再審査する予定で、現在1000件を超えたところであり、様々な事例が出てくると思われる。

(委員)

ローマ数字1、2のところは引き続き補充していただき、本題の3番に入りたいと思う。

これについては、提案があるとのことなので、ご説明いただきたい。

(委員)

お手元に配布した資料をご覧いただきたい。前回の会議で私の方から発言させていただいたものを具体的に実践してみた。神奈川県立公文書館のホームページ、それから神奈川県ホームページから得た情報で実践したので、どなたでもおそらくやれば同じことができるだろうと思う。まず、神奈川県立公文書館のホームページに載っている選別記録、ここには昨年度と一昨年度が掲載されているが、一番直近の2年間分を全部ダウンロードしてみた。それで色々な部署を見て、まずおそらく上の方にあっただと思うが、政策局というところをだけ絞り込んで、表1というものができた。表の一番上の左に2017、それからその次の行は2016ということで、2年分入っているのもので、それが並んで一緒になっているということになる。それが政策局の2年分で50件ということになる。

つまり、神奈川県立公文書館の方で、2年でこの政策局で色々と検討されたのは50件で、その中には選別の結果保存としたもの、それからその理由、それから廃棄としたもの、その理由等が書かれているだけでなく、館の選別基準とどのように合致するか、また、過去にもそれらの資料が移管されているかどうかという情報までここに載っている。これらが誰でも見られるようになっていく。これは優れていると思うが、この選抜結果のところ、例えばその内容の補記があったり、選別の理由が一応書かれたりしている。館としての評価選別のプロセスは、ここに出ているということになる。まず、これが実績ということになる。作った時どうなのかということも今度考えてみようということ、県庁のホームページからダウンロードしたものが表2になる。これも先ほどのものと合うようにということで、その真ん中に処理年度2016と書いてあるが、その年度のもを全部ダウンロードしてみた。これも同じように政策局というところを選んでおり、できたものが表2ということになる。ここにも色々なものが出てくるが、県庁のページを見ると政策局の2016年処理年度のものでは、こういった資料がありますよということが理解できる。さらにそれを、最初に見た表1で褒章関係のものが一番上にあっただけで、この褒章関係に絞り込んだものが、表3ということになる。政策局で2016年度に褒章関係で出たものというのがこの表3であり、こちらの方を取りまとめたものということになる。それを表4に引っ張り出して、下の段に並べた。それから先ほど見ていただいた、公文書館の方にあるもので、一番上の方に二つ並んでいたが、その二つを上と下と比較のために並べてみた。下の方は文書作成課の方で、第1ガイドは褒章、第2ガイドは紺綬褒章、遺族追賞、秋の褒章ということで、ここに15件ぐらい並んでいると思うが、これがあって、さらに個別のフォルダーが幾つか作られているということが分かる。すでに実績として、上の方を見ていただくと、10年保存の簿冊になっていると思われるが、それが紺綬褒章・遺族追賞で2分の1、2分の2と2冊ある。翌年度にも同じように2冊あるが、第2ガイドに該当するものを下に囲ってあって、紺綬褒章と遺族追賞ということになる。この表4を見ると、この2年度だけではなく、過去にもずっと移管しているということが分かる。表4の保存期間欄の右隣りに、スケジュールとして移管と書いてしまえば、原則として、これは移管を受けるものということが理解できるのではないかと思います。なお表5や表6の後ろの方は、公文書館の目録でもう一度確認しているが、具体的な中身や件名単位で整理されており、中身もよくわかるものとなっているため、一つ一つ丁寧に見ていけば、過去の蓄積と併せてある程度の将来のスケジュールは作成できるのではないかと思います。

(委員)

実際に公文書館で選別する時は、実績として移管を受けるものについては、理由が書かれているが、何か特段の審査をするのか。

(事務局)

委員の資料の表1で言うと、右から二つ目に細目基準が載っている。16(1)というふうに書いてあるが、これは前回の会議で配布した「平成30年度公文書選別マニュアル」26ページの16番にある叙位叙勲褒章表彰等に関する公文書等ということになり、(1)が「主務課で取りまとめたものうち、授けられたものについてのみ収集する」ということに合致する。褒章に関してはかなりはっきりしている。ご指摘のように、移管ということで初めから決められていけば、その通り自動的に流れていくことになる。つまり、まず現用文書の段階で、これは将来的に移管されるものだとすることを職員が認識できるということが一つ、それから引き渡しを受けた公文書館側も、自動的にこれが移管されるものと分かるということは、負担軽減に繋がるということになる。

(委員)

実際の事務処理は、そういう形で行っているのか。

(事務局)

実際は、この叙位叙勲褒章であれば、ほぼ自動的に残すということになってくる。ただ、実際には、この叙勲褒章絡みの文書は他にもたくさんあって、紺綬褒章だけならば100%該当すると思うが、各省庁の大臣表彰等となると、細目基準では「表彰理由が県民生活や県の経済活動などに顕著な功績または効果をもたらすと認められるものについて収集する」と定められているため、もう一段フィルターをかけるということになり、そうすると、レコードスケジュールの時に職員が理解していないと引っかかってこないという危険が生まれる。

(委員)

質問だが、資料1の5ページの(4)③のところに、専門的な職員の育成を進めるべきであると記載されているが、そもそも古文書等を読める人等を選ぶということか。

(事務局)

通常の職員は人事異動で来るので、たまたま今はそういうすぐれた職員が集まっているが、それが保障されているわけではない。また、崩し文字が読める人間が、例えば文書の保存管理について詳しいかという点必ずしもそうではない。国立公文書館で進めているアーキビストの職務基準書というのがあるが、それを全部理解できる人という点少々難しいが、もう少し幅広く専門的知識を持った人材が必要であり、専門性の高い職員を育てていかないといけないということで、そのように記載した。

(委員)

最初はアーキビストの知識を持っていないとしても、そこから育成していくということか。

(事務局)

初めからよく知った人間はほとんどいないので、通常の人事異動の中で適性のある、又は向いている職員を異動で受け入れて、通常であれば2、3年で異動してしまうところを、しっかり研修などを受けて専門性を高めてもらい、活躍してもらうことを考えている。もう一方の考え方として、外部から公募するという考え方もある。例えば沖縄県などはそういう方を募集して、雇用したということを知っている。

(委員)

(3)の全量引渡の優位性及び問題点というところだが、神奈川県全量引渡方式は全国でも非常に稀な制度であるが、非常にすぐれた制度であると考えられるということの意義の確認だが、どこに意義があると考えればいいのか。文書作成課ではなく、相対的に独立した第三者組織である公文書館で選別するというところに、公平な選別が成り立ち得るということではないのか。

(事務局)

そこはまさにこの業務検証委員会での議論になるが、25年前にこういう方式を作った時には、「開かれた県政」ということが言われており、3点セットで考えられていた。一つは、情報公開請求があった場合になるべく開いていくこと、もう一つは、公文書館を作ってアーカイブをしっかりと保存していくこと、つまり公開請求があったときにしっかりと応えられるようにしていくこと、もう一つは、ここでの議論とは直接関係ないが、積極的な情報公開ということで、求めがあったから公開するのではなくて、積極的に県政の色々な情報を発信していくということが、3点セットで議論されていた。そういう意味で、しっかりアーカイブを残すということで、公文書館の今のやり方を構想したというふうに認識している。

(委員)

3番目の話は、川崎市では総合的情報公開制度と言っており、会議の公開を含む総合的な情報公開を考え、かつ請求があつてからではなくて、積極的に情報提供も含めた情報公開制度を構想していこうというものだと思う。公文書館の意義としては、その二つ下のパラグラフに記載されているが、昨今では情報の存否に係わる争いが多くて、恣意的に情報が保存されなかったり、廃棄されるということがある中で、作成課ではない第三者的な組織である公文書館が選別するということの意義は非常に大きいものと考え、ということで押さえておけばいいと思う。

そこを踏まえた上で、次にどういう問題が生じるのかということだが、ここには負担が大きい制度であるということが記載されているが、負担が先に来るとするのはあまり感心しない。第三者的な立場で選別するという意義の反面、作成課が重要だと思うものが見逃される可能性がある、というのが一番大きなデメリットだと思う。文書を作成しているところは、それなりの思いがある。その反面で恣意的に廃棄をするというようなことが起こり得る一方で、これは歴史的な公文書としてきちんと保存していくべきだと考えることもあるが、公文書館に来ると、そこが薄まって廃棄の方に回ってしまうという可能性がないわけではない。そのため、文書作成時の文書の意義との切断の可能性があるということが、弊害の第一であると思う。それともう一つは、全量引渡ということになると、その分選別しなければいけないため、負担が大きくなる、というような構造になると思う。

(委員)

第5パラグラフの、社会情勢の変化に対して迅速に対応できるかということだが、変化が激しいからこそ、そういった文書に対する評価をきちんとしていかなければならないと思う。そのためのスタッフの充実というのが、今の現状では社会の流れに追いつけない部分があるということか。社会の変化に追いついていくために、公文書館では、これ以降の人材の育成などを含めた制度の充実化を図りたい意向であると解釈をすればよいか。

(事務局)

いくらアーカイブスの研修を受けても、社会の変化に対応するということが、そこで得られるとは限らない。つまり、いかに職員が感度を敏感に保っていくかということと、県の施策に対応していけるかということだと考える。社会が変われば当然行政の対応も変わるので、ここに書いているような未病だとかロボット産業特区とか、新しい施策が出てくる。それに対して、どれだけ敏感でいられるか、ということだと思う。今まで色々な業務にかかってきた経験のある職員であれば、どこかで必ず県の新しい施策や事業について聞いたことがあるということで、評価選別の立場になった時にそれが生かされると考えている。

(委員)

確認するが、いわゆる業務に対して非常に深く理解している職員を内部の異動で補うことと、いわゆるアーカイブスといった県の職務とは別の専門知識を持った人を外部から採用することと、二つの人材によって、この公文書館のスタッフが構成されるということか。

(事務局)

現状では、常勤の異動できた職員と古文書の読解に精通した者や修復専門の非常勤職員が混在しており、お互いに分野としては重なり合っていない。今後は、そこをいかにうまく融合していくか、例えば人事異動で来た職員にも専門研修を受けてもらって、場合によっては温湿度管理の勉強をしてもらうとか、あるいはその逆のことも当然あると考えている。実際に全量引渡で評価選別を公文書館側でやるということは、そういう職員がいなくてできないことであり、密接に繋がっていると考えている。

(委員)

5ページの3段落目に第三者が参加する手続きを設ける方法もあるが、現実的ではないと書いてある。評価選別にあたって、有識者や第三者を参加させる手続きを入れるということか。

(事務局)

前回、熊本のパブリックコメントのこともご紹介したが、件数が神奈川県とは比較にならず、事務量としても、それを見る県民の側からしても、ほとんど不可能に近いのではないかと考えている。また、県民代表の方が評価選別の現場に立ち入ることについても、わざわざ来ていただくような形を取れるかどうか、来ていただいたとしてもどれだけの効果があるのかと考えると、これもなかなか難しいと思っている。そのため、評価選別に県民を入れるということは、現状で考えられる選択肢ではないが、何らかの形で外部のメンバーを入れる必要があるということは認識している。

(委員)

熊本の話は、実際に作業をやっている人が知り合いなので話を聞いているが、リストを見て、それから廃棄するというのは膨大に時間がかかるということで、実際はサンプルだけ出されてどうですかと聞かれるが、結局は全部見ないといけないということである。全部というのは、やはりリストだけでも見るのは大変なので、理想はともかく、なかなか現実的には難しいと聞いている。それならば、例えば、評価選別の結果と理由をウェブに上げているので、これで一応外部から見るができる。それから、そこでウェブに上げていることを告知して、県民側から意見募集するという期間を作れば、県民の方の目にも届いているということになるのではないか。このように、県民の方に知られるという仕組みはあった方がよいのではないかと考えている。これは、インターネットに繋げることができれば、それほど難しいことではない。結果をウェブに上げて、意見募集する期間だけを作って、あとは粛々と進めるというだけである。何か特定の人に依頼するということは、かなり難しいのではないかと思う。

(委員)

廃棄される文書だけを見ていてもあまり興味を持ってない。この文書はこういうふうにならされて廃棄されるというレコードスケジュールが、先程の報告にあったような形で示されれば、パブリックコメントもおそらく上手くいくと思うが、一覧表だけ出してパブリックコメントを募集しても、アプリ作りにはかならないのではないか。作成された文書のライフサイクルみたいなものが見えると、分かりやすくいいと思うが。

(事務局)

神奈川県の場合、3年、5年保存文書は莫大な量があつて、それこそほとんどが廃棄されて、残る方が1%、2%という中で、それを一覧として見せて、皆さんが一定期間で判断できるのかと考えると、ちょっと無理があると思う。むしろ、その選別の基準をパブコメでお示しして、こういう選別基準でやっていくということを県民の皆様判断いただくということならば、可能だと思う。

(委員)

選別基準の明確化という方が現実的か。

(事務局)

評価基準に基づいて選別していることを明らかにするために、細目基準のどこに該当したのかということも表に書いて、例えば紺綬褒章で言うと16の(1)というふうに記載して、そこにプラスアルファで第三者をどうやって入れるかという方法は今思いつかない。しかし、すでにある評価選別の基準、元の基準はすでに県告知で出しているが、細目基準については館長の内規で定めているの

で、この際、改めて県民の意見を聞く手続を取ることは意義があると思う。しかし、毎年のものを意見を聞いていくか、となると難しい。

(委員)

確認をしたいが、④の選別会議の議事録、これは確か従来作成していなかったと思うが、新たに作成して公表するという方向で考えているということか。従来作成していないのなら、実際にどのような議論がされているのかわからないが、どういう形になるのか。

(事務局)

選別会議では、その基準に合致しているかという点をまず検討するが、本当にこれを捨てていいのかという議論も時々はあるが、紛糾することはあまりない。選別基準はこちらの方がいいのではないかとか、これどうして捨てるのかということで、ひっくり返る事自体が非常に少ないので、議事録は非常に作りやすい。それまでの保存実績も鑑みているので、会議録としては簡易なものになると思っている。基準のどこに当たるかというような解釈の違いは時々あるので、それを残すこと自体に意義があることだと思う。

(委員)

県民が探した結果、それが廃棄されていたことについて、何か不平不満を持つことはあるので、なぜそれが廃棄されたのかという過程が明らかになることは重要だと思う。国立国会図書館でも閲覧制限の事務、協議した文書というのがあるが、それは情報公開請求の対象になることが多い。そういう意味では、廃棄されたことを合理的に説明できるような形を取っておくということが重要だと思う。①も負担軽減ともなることが第一義的に上がっているが、作成文書の段階で歴史的な文書として非常に重要であるということを表記するのは、第三者的な組織で選別したことに伴う弊害の除去のために必要だし、それが結果として、負担の軽減に繋がっていくと思う。

(委員)

評価選別を行うと、必ずどこかルーチンワーク的な「慣れ」になってしまう。そのため、どこかの部分でそれを明確にして、評価選別が社会変革の中で適切に行われているのか見直しができるような仕組みがあったほうがいいと思う。そのときには、そういった第三者の人を加えることも選択肢としては考えられるということか。

(事務局)

この評価選別に限らず、後ほどご議論いただく閲覧基準についても、やはり定期的な見直しにあたっての有識者ないし第三者による批判的検証というものが重要だと思う。そういう趣旨をここに盛り込んでいくということは、当然考えられると思う。

(委員)

評価選別基準の明確化と、評価選別基準に対しての意見を聴取する仕組みについては、選別基準だけでなく、全体の館の運営、例えば年に1回でも、選別の年間の実態で、現場から上がってきた選別基準との不整合な面などを報告してもらったり、閲覧制限基準についての運用上の不整合や、あるいは実際の利用者からの声などを踏まえて、選別基準についても見直しの仕組みを、どこかでビルトインした方がいいのではないかと。そこで第三者の声を聞くという形の方が現実的かもしれないので、ここでは選別基準の明確化とかいうことを書いたほうがいいのではないかと。あとの人材育成のところでも混在しているので、そこを上手く分けた方がいい。

(委員)

最近の条例では、基本的に5年とか、10年とか必ず見直し条項を入れていると思う。だから、今回の報告書を出すにあたって、その後も見直しを継続して行ってもらいたいので、そういうものをどこかに入れたほうがいいのではないかと思う。

(事務局)

神奈川県では、条例は全般的に5年ごとに見直すという、見直しのための条例があるが、それ以外に特別な理由がある場合は、さらに短くすることを個別の条例で定めている。今回の報告書の最後に、例えば5年ごとの見直しを謳っておいて、それ以外の事象が発生したときに、その都度必ず見直すという文言を入れるという解決策もあると思う。

(2) 閲覧審査基準について

事務局から、「資料1」の「Ⅲ 2 閲覧審査基準」及び「資料2」に基づき説明がなされた。

【質疑応答・意見交換】

(委員)

資料2の、「神奈川県立公文書館は県民の知る権利のために設置されたことを念頭に置く」というのは、どこか条例で決まっているのか。

(事務局)

条例などで知る権利を謳っているわけではない。

(委員)

これは事務局の考え方ということか。

(事務局)

遡ると、公文書館の設置のための構想の中で縷々述べられているので、原点に戻るところになる。ただ、そればかり強調するのでは、今回の事故の反省がないと言われかねないので、社会情勢の変化ということもあり、個人情報についてはしっかり審査していくということのバランスを取りたいと考えている。

(委員)

神奈川県と川崎市には「知る権利」が入っている。そうでないと困るので、「知る権利」はきちんと明確に書いた方が良くと思う。それから審査日数の上限、これは「速やかに」を改正すべきである、「速やかに」ということが不適切事例の遠因となっているとも考えられると書いてある。確かにそうだが、「速やかに」ではないとなると、その反面として、上限を設けることによって、その間公開しなくてもいいように聞こえてしまう。「速やかに」という原則はとりつつも、閲覧制限があるものについて閲覧に付してしまうことの弊害を考えて、上限を定めた上でということか。

(事務局)

「速やかに」と限定していて例外もないような規定は、というふう書き直す。

(委員)

「速やかに」を取っ払ってというわけではなくて、上限を定めた上で、慎重に判断すべきものであるという書き方がいいと思う。それから、上限を定めたことによって、その間公開しなくていいというふうに解してはならないということは、どこかに書いたほうが良いと思う。

(委員)

この「速やかに」だが、これは「直ちに」、「遅滞なく」、「速やかに」の順番だと思う。一番緩いのが「速やかに」なので、処分庁側が速やかだと思えば、10日でも「速やか」になる。元々

「速やかに」という規定なので、少し緩めの規定ではあると思うが、それをさらに緩めるのはいかがなものか。

(事務局)

「速やかに」を一般的に解釈すると、おそらくご指摘の通りだと思う。公文書館条例や行政文書管理規程の中でも、「速やかに」というのはそのように解釈されている。ただ、この規則に限っては、「解釈と運用の基準」の中で、窓口で待っている間にと解釈する、という限定がついており、しかも、業務都合による延長を一切認めていないというところが問題である。

(委員)

「速やかに」を取るかどうかという問題があるが、「速やかに」というと速やかに決定しなければならないという話になるので、期間や上限を入れるのは難しいのではないか。

(事務局)

色々な規定の仕方があると思うが、「速やかに」を残しておいて、解釈と運用の基準でこれはこういうことであると解釈するようなやり方もある。ただ、それだと県民向けに何も説明していないことになるので、今ご指摘があったように上限を設けて、なおかつ解釈運用基準かどこかで、「速やかに」がなくなったからといって、15日目いっぱい取っていいわけではないということをはっきり記載する方法もある。もちろん15日というのは決まったわけではなくて、10日とか、それなりの期間というふうにご議論いただければと思う。また、延長の規定が全くないということも問題だと考えている。

(委員)

現状の事務が大変だからこそ、この部分を議論するという事になっているので、実情に合うかどうかで検討すればいいのではないか。その場で閲覧できるのが一番いいと思うが、現状ではそれが難しいのならば、現実的に公文書館としてどれくらいならば対応ができるのか。さらなる延長をしなければならない案件が大量請求で出された場合とか、今の体制では回り切らないというものが出てきた場合、どのくらいならばできるのかということを示してもらえれば、議論しやすくなると思う。

(事務局)

10日か15日かが問題ということではなく、どういう理由でどこまで上限を設けるのかということが問題だと思う。大量請求があったような場合や、現局などに事実確認をしないといけない場合が考えられると思う。文書の意味意義、あるいは公開した時の影響等について、文書作成課に確認しなければならないケースも出て来るのではないかと思う。ただ、どのくらい延長するのが適切かということ、公文書館としては経験が全くないため、情報公開制度に合わせるというのがわかりやすいと思う。これは、制度としてわかりやすいだけではなくて、県民にとってもわかりやすい制度になると考えている。

(委員)

歴史的公文書の大量請求はそれほどないのか。

(事務局)

お願いベースだが、1回に10点までということで、ほとんどの方がそれで請求してくださっている。あくまで好意で、10点までに抑えていただくということになっている。

(委員)

10件でお願いしているということは、重要だけど問題になりそうな箇所ではある。「10点でお願いしています。それ以上の方はご相談ください」とした方が良いのではないか。「速やかに」と

いう原則を下げたわけではないことがわかるようにして、「その間公開しなくていいと解してはならない」ということは、条例や規程に入れる必要はないかもしれないが、少なくとも報告書には書いておくことにする。後に解釈運用基準を作るのなら、それが参考になると思う。それから、この四角の中と閲覧基準の考え方が、この四角の中の①の「歴史的公文書を閲覧できる権利」というのを条例又は規則に明記すべきであるということだが、「知る権利に基づいて」と書いてしまえばいいのではないか。

(委員)

パブリックコメントのところだが、6ページの下のところ、閲覧制限のため審査基準は本来有権者からの意見聴取やパブリックコメントを経て策定の上公開されるべきだと書いてある。「本来」と書いてあるが、パブコメのための規程があって、その中にお題目があると思う。本来というよりは、何のためにやるかという、行政処分を行って制限をかけるから、県民の意見を具体的に聴取しておきたいということになるが、そういうことがパブコメの規程に定められているのではないか。

(委員)

行政手続法との関係ではどうなるのか。審査基準は、本来だったら策定すべきものであり公開すべきものではないのか。

(事務局)

神奈川県県民意見反映手続要綱では、「規則等」という中に、審査基準ということで「申請により求められた許認可等をするかどうか、その法令の定めに従って判断するために必要とされる基準」ということになっている。

(委員)

審査基準に該当するとすれば、本来やるべきことをやっていたことになる。審査基準であれば当然パブリックコメントを経ないと行政手続条例上いけないはずなので、その部分を問われるのではないか。

(事務局)

行政手続条例との関係で申し上げると、行政手続情報閲覧サービスの中では、私どもの閲覧の制限については、処分基準が非設定ということで、条例規則に尽くされているということになっている。要は規則に閲覧を制限できる場合の公文書館の基準が書いてあるので、現段階の解釈としては、それに定められているという解釈をしている。

(委員)

処分基準ではなくて審査基準ではないか。処分基準というのは不利益処分のことだと思うが。申請に対する処分ではないのか。

(事務局)

申請に対する処分である。

(委員)

そうしたら、それは処分基準ではなくて審査基準ではないか。

(事務局)

パブコメには適用除外条項があって、「審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は規則等を定める県の機関の判断により公にされるもの以外のもの」ということで、公にされていない状態なので、これはパブコメの適用除外ということになって

いる。今後、審査基準を公にするということになれば、その時にパブコメをかけるということになる。

(委員)

その大元の審査基準や処分基準は、行政手続条例上は届け出る事務所において、公にしておかなければならないと思うが。

(委員)

審査基準は作られていないということなのではないか。

(事務局)

表向きはそうだ。

(委員)

基本的に情報公開法では、審査基準については作らなければいけない、公開しなければならない、申請が到達する事務所等で公にしておかなければならないとなっている。処分基準については、作り、公にするよう努めなければならないという努力義務になっている。だから、審査基準については、基本的には公開しなければならない、当然のことながら、審査基準については意見公募手続きにおいて諮るという仕組みになっている。そのため、そもそも審査基準を公開していないということ自体が、条例との関係で整合が取れていないということになる。閲覧制限は、申請に対する処分なのではないか。

(事務局)

閲覧制限のためのものなので、条例の作りが閲覧を制限することができる規定になっている。そのための基準だと考えている。

(委員)

閲覧制限をされたときに不服があれば審査請求ができるように、決定通知書には下に不利益処分を受けた後のことが書かれていると思う。それで不利益処分かが分かるが。

(事務局)

閲覧制限条項該当通知書の中にはそういう教示文はない。

(委員)

行政処分でないというのは、要するに処分性があるかどうかというのは、争ってみないと分からないところではある。

(事務局)

今の規則ができたのは平成5年だから、そういう考え方がなかったのではないかと思う。

(委員)

公文書館条例の5条の閲覧制限というのを、その制限自体を不利益処分と見て処分基準だと言っている。処分基準だということになれば、それを定め、公にするよう努めなければならないという努力義務になるので、出さなくてもいいということになる。ただ実態としては、申請に基づいて閲覧の可否を決定しているので、申請に対する処分ということになるので、その構造から変えなければならぬと思う。

(委員)

そのためには、権利として請求することができるという規定がないから、①のところをしっかりとやってもらったほうがいいと思う。

(事務局)

閲覧請求を権利としてとらえ、今回新たに作り直すことが必要だと考えている。

(委員)

条例改正というところまで提言できるのか。

(事務局)

条例改正となると、現実的にはかなり時間がかかるが、規則改正はそこまでの問題はないので、「条例又は規則改正」と提言していただくのは良いと思う。

(委員)

歴史的公文書については県民の共有財産であり、県民にそれを閲覧する、あるいは知る権利があるということを明記した上で、きちんと閲覧に対しての請求権を明示すべきということになる。そうすると、これは申請に対する処分になるので、その審査基準は定めなければならない、公開しなければならない、従ってパブリックコメントしなければならないというところになる。だからその構造を変えるという提言をしていく必要がある。そうでないと旧態依然たるままになってしまう。いつ条例改正するかは別にしても、そこが解消されれば。

(事務局)

提言としては、そのように書いていただいてもかまわない。

(委員)

現在の条例の構造を書いた方が良いと思う。一般的な制限規定として不利益処分として定めているため処分基準としているが、それを文書の県民共有性とそれに対する権利をきちんと明記した上で、請求権を明記すべきであり、それに伴って、これを審査基準として位置付けた上で、公表するとともに、策定あるいは変更にあたってはパブリックコメントに付すべきである、とすればすっきりする。

(委員)

もともと公開することを前提に組み立てているので、制限できるという文言をとりあえず入れたということではないか。そうすると、条例等でどうしてもかみ合わないところが発生してくる。県民の知る権利は当然あることを前提にして、できる限り公開していくというスタンスだが、法的にかみ合わない部分があるので、そこを手直しして整合性のある形にして、より公開するという姿勢を示したいと理解すればいいか。

(事務局)

その通り。25年間この形でやってきたが、こういう時でもないで見直しができないので、これを機に議論をしっかり行って叩き直したい。一方で、今までの知る権利や実際に公開していた姿勢に後退があってはいけないと考えている。

(委員)

元来、法律は原則についてはあまり書いていなくて、むしろ例外事項を書き込むことが多い。この条例と情報公開条例は、その意味では制限する話が規定されている。決定的な違いは、さっき言ったような話になる。その上で、この②のところ、それから閲覧審査基準に入るが、ICA勧告の30年原則を「基本とする」と記載してあって、報告書の方は「遵守する」と記載してある。

(委員)

前回は話したと思うが、ICA勧告の30年原則は日本では独り歩きしているが、国際的な流れの中では、あまりそれを前面に出してしまうと、これがグローバルスタンダードだから絶対だ、ということになりかねない。やはりこれは、時代の変化や社会状況の流れの中で、当然この30年というものが揺らいで、短くなったり長くなったりと色々な形で変化する。だから、ICA勧告ではこうだからこれだというふうにあまり前面に出さずに、国際的な流れを意識したという条項を入れ

でもらったほうがいいと思う。国際的な流れの中では、今は基本的には大体30年ということになるが、将来的にはこれが20年と短くなる傾向がある。だからといって、先進的にここでいきなり20年というわけではなくて、そういった国際的な流れや価値観との整合性を持たせながら、県公文書館もそれに対応していきたい、というような文章の方が良いのではないかと思う。

(委員)

30年未満の文書は、通常、現用文書で同じようなものがたくさん出てくる。同じ案件で30年文書にもあれば10年保存文書にも、同じ内容のものが出てくるということは現実としてある。ところが、情報公開条例上は現用文書の場合は識別型で非公開となるものが、歴史的公文書になって公文書館に来た途端、30年未満の同じ文書が公開となるケースがある。そういうものをどう解釈するのか。情報公開請求の時はICA勧告とは関係なく、単なる識別型で非公開となるので、現用文書との取扱いを考えなければいけないと思う。

(事務局)

神奈川県現状を申し上げますと、30年に至っていないような、5年、10年のものも公文書館に引き渡されると基本公開となるが、個人情報に限っては30年間伏せるという扱いになる。30年経つと、基本個人情報も含めて公開となるので、そこは神奈川県の扱いとしては統一されている。ただし、資料2で示したとおり、現用文書で情報公開請求があつて公開するようなものについては、公文書館でも公開することになる。公開する方に足並みを揃えようと考えている。

(委員)

個人情報について30年で公開ということを行っているわけではない。一般的な行政文書に関しては、作成されてから最長で30年で公開するというのが原則で、その中に個人情報とか、外国の場合はプライバシー情報というが、それらについては、ICA勧告の中でプライバシーも関係なく30年と言っているわけではないので、当然30年超過しても非公開とするものはあるということではないか。

(委員)

(ICA勧告は) 秘密情報については30年で公開するという意味である。

(事務局)

30年までは、神奈川県でも個人情報は伏せている。

(委員)

30年経つと名前が出るようになるのではないか。

(委員)

そうなるが、その他の非公開にしていた情報も30年経つと出すということではないか。非公開にしていた個人情報や法人情報や行政執行情報や審議情報も、30年経つと全部公開ということではないか。

(事務局)

30年経つと原則公開だが、それ以外の、例えば10年保存で公文書館に引き渡された文書であっても、基本個人情報以外は閲覧の対象となる。

(委員)

歴史的公文書になった場合には、情報公開でいうところの非公開の利益がなくなるということか。

(事務局)

非公開にできる規定はあるが、現状では、ごく稀に原局と相談の上、非公開にしている場合もあるが、現状は公開としていることが多い。

(委員)

しかし、基本的な構造としては、個人情報にかかわらず、この規定に基づく不開示情報については、30年で公開するという意味ではないか。

(事務局)

すべての文書は30年保存が上限になっている。

(委員)

その上で30年経って以降なお非公開とするものは、基本的には個人情報で、それはプライバシー性を加味するという事ではないか。

(委員)

そのこと自体が、今の例規の中には規定をされていないということではないか。

(事務局)

条例上は知事が制限することができるようになっていて、規則でその基準を館長に委任している。

(委員)

30年原則を入れるとすると、条例にどのように入れることになるのか。

(委員)

どこかに「時の経過」を入れた方がいいのではないか。法律や相模原市の条例には入っている。条例に入れていいのかという問題はあるが。

(事務局)

行政文書管理規則上は、例外として延長しているものもあるが、保存期間30年が上限であることを考えると、ここに30年原則を入れる必然性はあまりないかもしれない。

(委員)

情報公開条例であれば、請求をして、その時点で公開できるかできないかという判断をすることになる。非公開情報に当たれば非公開であって、そこに30年原則も何もなくて、その時点で公開できるかどうかということだと思う。この30年原則とは何かというと、どちらかといえば、30年経ったら解除しなければならないという秘密保護法の仕組みだと思う。今の仕組みだと、館長は制限をすることができる。請求にかかわらず公開しないということを決められるという仕組みである。30年経ったらそれを解除するというのであればわかりやすい話だと思うが、先程の話だと、請求に対して閲覧の仕組みを設けていくと、その時点で閲覧制限をするかしないかというのは、構造上そこで判断することになる。その判断の中で、30年原則を加味して、30年経ったものについては、基本的には閲覧制限する決定をしないということであれば、30年経った文書については、閲覧制限の適用除外となるのではないか。

(委員)

現実的に、30年超えて閲覧制限している文書はかなりあると思うので、適用除外としたら運用していけないのではないか。

(委員)

だから、ただし30年を超えて閲覧を拒否する場合には相当な理由があるものでない限り、というただし書きになってくる。つまり、30年原則というのは、非公開だったものをそこで解除するという仕組みである。それはアメリカでは秘密指定をしているものがあって、日本でも機密保護法というものがあって、それで指定されたものについては30年経ったら解除すると、そうであれば30

年原則とうまく整合的に表現できる。しかし、原則公開で、閲覧によってその都度判断をしていくとなると、30年ということとはあまり意味がなく、その時点で支障があるかどうかを判断するということになる。ここに30年原則を入れようとする、請求があったものについても30年経ったものについては拒否することができないとか、30年経過したものは閲覧制限事由の適用除外であるとか、そういう仕組みにしないと入れられなくなる。

(事務局)

30年原則というのは、非公開にすることを抑制する原理として働くのではないか。

(委員)

それをどういうふうに条例上表現すればいいのか。その都度判断していく中で、30年を加味するという解釈基準であれば良いが、これを条例に反映していくということになると、30年経ったものについては適用除外とするということ、どこかに入れるということになる。

(委員)

時の経過を概念として入れて欲しいというのは、現場の願いでもある。

(事務局)

条例規則に30年原則はなかなか入れにくいというご指摘は、そのとおりだと思う。それ以下の館長に委任された審査基準を作る際に、解釈の基本として、30年原則というのをまず掲げて、30年原則によらない非公開期間を延ばすものについて、審査基準を作っていくという構造だろうと思う。

(委員)

審査基準として30年原則を入れるということか。

(委員)

審査基準は30年という基準でいいと思うが、時の経過自体が条例にも規則にもなくて、単なる審査基準だけで時の経過を判断するという方法にして良いのか。少なくとも、館長に委任された規則に時の経過を考慮するというものが入ってこない、審査基準が作れないのではないかと思う。

(委員)

条例の中に入れて、その上で、審査基準として時の経過の30年を入れることにしなければ入れられないと思うが、今の条例の形だと入れにくい。

(事務局)

公文書管理法には入っているので、それと同じレベルで授權された形の方が綺麗なことは間違いない。

(委員)

規則のところで「時の経過を加味するもの」と入れて、時の経過にあたっては、次のことを考慮する、とする。国際的な基準であるICA勧告が30年経過したものを公開とする考えであることに鑑み、30年を超えた場合には、原則として閲覧制限しないものとする。ただし、次の各号に定めるものについては除く、という形になり、この中の一つが要配慮個人情報ということになる。

(事務局)

神奈川県は歴史的公文書は、どこにも書かれていないが原則公開が大前提である。特定個人情報等については、現用文書の情報公開では公開してはならない、歴史的公文書になったものについては、閲覧の制限をすることができる規定になっている。ということは、逆に言うと、本当は全部見せなければならないが、見せなくていいことにできる規定を設ける中で、30年原則を明言する必要があるのか。もともと現用文書であれば見せられなかったものでも、30年経ったから隠す価値はな

いということで、原則公開にするという形で条例ができています。制限しなければならないという現用文書の規定と、制限することができるという歴史的公文書の違いが、規定上でなぜ違っているのか、という大元の発想が30年原則。

(委員)

なぜこれを議論しているのかというと、ICA勧告の30年原則を基本とするという考え方が示されているので、それを基軸に考えているが、今の考え方だと、現用文書でなくなった以上は原則公開となるので、30年原則はいらないということになる。

(事務局)

確かに神奈川県の場合は、それが大前提となる作りになっている。

(委員)

そうすると、今の閲覧審査基準をどこかで評価するには、公文書館のあり方自体を評価して、30年経ったものは歴史的公文書に移っていくということにする。30年超えのものは現用文書としてはなく、30年を超えたら少なくとも歴史的公文書もしくは廃棄になるということだから、30年超えたら原則公開だとすると、30年原則を書く必要がないということになる。

(事務局)

今までの規定はそういう規定で、大前提の暗黙の了解ができていた。

(委員)

ICA勧告に今までの運用というのは整合的である、ということの評価をした上で、ここで現用が終わったものについては歴史的公文書として扱い、これはもう原則公開だということからスタートするとすれば、もうこの30年というものは、いらないということにならないか。

(委員)

今のおっしゃられたとおりの理屈になるが、それは現場で対応できるのか不安だ。現に非公開としているものがたくさんある。

(委員)

もちろん、原則公開だが、そこで改めて請求に応じて閲覧制限することができるというのが、次の仕組みになる。

(事務局)

「できる」規定で、どのように明文で運用していくのかが、ここでの問題。

(委員)

要するに、30年原則を前提にすると、30年経った文書、あるいは現用ではなくなった文書については原則公開ということになるので、公文書館条例施行規則4条の閲覧制限のところ、これは情報公開条例と同じではまずいのではないか。施行規則4条で閲覧制限を定めているが、この閲覧制限の定めというのは、情報公開条例そのままである。要するに、原則公開なのに、さらに屋上屋を重ねる構造になっている。情報公開がそのままずっと続いているような状態になっている。時の経過を考慮するにしても、一旦公文書館に来たら情報公開の考え方はおしまいとした上で、ただし一部については閲覧制限するという限定したものになっていないと本来構造上おかしいと思う。

(委員)

原則は公開で、例外が閲覧制限だとすべきではないか。

(委員)

原則はきちんと書くが、例外の閲覧制限が情報公開と同じだったら、30年保存文書が30年の保存期間満了で公文書館に移管されてきたときに、また同じになってしまっただけではまずいと思う。30年

で公開すると決めたのならば、情報公開条例と同じ閲覧制限規定を取らないという作りにしなければならない。あるいは、もう少しきつものにしなければならない。時の経過を踏まえた上で、という書き方にするのがいいかもしれないが。

(事務局)

施行規則は前の条例と個人情報保護条例に合わせて少しずつ変えてきて、今の形になっている。今のご指摘は、個人情報保護条例と情報公開条例の一部分だけを直して、ほぼそのままになっているが、実際のところ、この規制はほぼ使っていないものである。

(委員)

要配慮個人情報等についてはきちんと書くが、その他で全く制限できないと困る場合があるので、時の経過を踏まえた上で情報公開条例何条から何条までに当たるもの、とするのはどうか。差別化しないと実質的にはあんまり変わらないかもしれないが、大きく変えるとなると、反発が出るかもしれない。

(事務局)

条例を直さなければならないと書くと、かなり実現が難しくなってしまうので、提言にせつかく書いていただいても実現できない可能性がある。規則ならば、構造上こういう問題点があるというご指摘をいただいた上で、整合性や不要な規定は整理するとかできると思う。

(委員)

条例上は制限することができるという規定だけなので、今、見直すとしたら規則だと思う。まず、規則を公開原則と請求権を入れた形で整備しておいて、条例改正の時にそれを全部反映させるというのはどうか。

(委員)

提案しないと残らないので、短期的には規則改正、機会があれば条例改正の際に反映させるという書きぶりでもいいのではないかと思う。

(委員)

現用として命を終えたもの又は30年を超えた歴史的公文書については、基本的にはICA勧告を踏まえてすべて公開すべきであるが、諸般の事情により閲覧制限が必要な場合もあるということになる。閲覧制限すべきものの審査基準の考え方としては、要配慮個人情報や情報公開条例の非公開条項にあたる場合で、時の経過を考慮してもなお閲覧制限すべきもの、という形で整備してはどうか。

(委員)

要するに、将来的には条例改正が望ましいが、まずは規則改正が急務であるという形にして、ただ規則改正で留めるのではなくて、将来的には条例改正というものまで視野に入れて欲しいという内容を入れれば、次に繋がっていくと思う。その規則改正の内容について、具体的な提言をこちらで出していくということだ。

(委員)

その上で、50年や80年というもの(期間)をどうするか。その都度判断するのが要配慮との関係で言えば原則だとは思いますが、その都度といっても、亡くなられた方の情報と思われるものを色々と慮って閲覧に付さないというのは好ましくないの、50年又は80年経っていて配慮する利益がないものと見なす、という形になるかと思う。問題となるのは30年文書で、それが50年経つと80年になる。

(事務局)

作成したときから50年なので、仮に20歳の時に文書に記録されたとなると、80年たてばもう100歳ということになる。いくら人生100歳時代といっても、ほぼ亡くなっていると推定されるということで、その段階で公開してもいいのではないかと思う。ただ50年となると、20歳の方は70歳ということだが、公開されてもやむを得ないものと70歳になっても隠しておきたいだろうと思われるもののカテゴリーに分かれると考えられる。その中でも微妙なものがあって、例えば20歳に受けた県の採用試験の合否判定というのは、当然文書として残っているわけだが、それを70歳になれば退職していても利益がないと考えるか、不合格になったことは恥ずかしいことなのでやっぱり隠して欲しいと考えるか、そのような考慮をしていくことになる。

(委員)

試験に落ちたかどうかということと実際の犯罪を、重要度の高い情報ということで同列に扱えるのか。試験に落ちたか落ちてないかは、本人が70歳になって知られることは恥ずかしい、不名誉だとは思いますが、具体的に社会の中でどのような不利益を及ぼすかを考えると、おそらくない。このような判断は、いちいち細かく網をかけるのではなく、情報のレベルにおいて30年で公開として良いと思う。これに対して、公開されたことによって及ぼす影響が本人にとって大きすぎるというものについては、30年を超えても閲覧制限できるというものを作った方がよいと思う。

(事務局)

合否判定は、我々の現行法では職業上の不名誉な情報ということで50年としている。犯罪歴については同じく50年と考えていたが、前回の議論で委員からそれでは短いのではないかのご意見があった。他県でも80年としているところもあれば、禁固以上の身体刑に及ぶようなものは長くして、そうでないものは短くするというような配慮をしているところもある。現状50年としているので、それを延ばすということは、今まで神奈川県公文書館として公開としていたものを非公開に変更することになるので、その影響も考えなければならぬと考えている。

(委員)

50年で線を引いて、「ただし特段の配慮が必要なものについてはこの限りでない」という一文を置くことになる。

(委員)

犯罪歴や精神疾患も含めて、すべて50年で公開しているのか。

(事務局)

すべてではない。前回お配りしたA3横長の資料にも載せているが、犯罪歴は懲役刑も含めてすべて50年としているが、精神疾患等については延ばすとしている。

(委員)

戸籍謄本はどうなっているのか。80年か100年か。

(事務局)

戸籍謄本に関しては、内規では50年としているが、実際に50年で公開しているのは本籍地の表示のみで、戸籍謄本、戸籍抄本そのものについてはすべて年数に関わらず非公開として出していない。その理由については、特に明記していないが、戸籍謄本の中には、被差別部落に関わるようなことがわかってしまう情報がある、と言われている。私も実際にその中で、私生児だとか、庶子だなどの情報は目にしているので、被差別というよりは、家族関係のあまり知られたくない情報が現に載っているということは間違いない。

(委員)

地方では、こういう情報は100年ぐらい隠しておくのが、辿ってこちらに来てしまった場合はどうするのか。

(事務局)

戸籍の請求は利害関係がある人のみ請求が認められているが、公文書館の場合は請求者の理由を問わないので、公開されることになってしまう。

(委員)

情報公開でも、他制度で謄本とか写しを請求できる人が限られている場合は、適用除外にしていることがある。対象者以外の人請求して開示されては困るので、情報公開請求でも歴史的公文書になっても、謄本自体は公開しないというのはあると思う。

(委員)

例えば戸籍の写しが何かに綴られている場合に、それは情報公開のときに個人情報の対象にはなるが、適用除外にはならない。一方で、登記簿などの他制度の場合には適用除外になるが、登記簿から外れて何かに綴られているというような場合には対象になる。ただし、独立して請求できるようなものについては適用除外になる。多分ケースバイケースだと思う。

(委員)

要配慮個人情報というのはあるので、50年一律で公開ではなくて、50年超えても閲覧制限するものは出てくるので、ただし書きが必要だと思う。

(委員)

これはどのような規定を考えているのか。

(事務局)

色々なやり方があると思うが、一番よく行われているのは、例えば国立公文書館のように別表で整理するという方法がある。こういうカテゴリーについては50年、こういうカテゴリーは80年、こういうカテゴリーは100年というような形が一番わかりやすいと思うが、わかりやすいがゆえに一律適用になりがちだという弊害がある。犯罪歴理由ならば、重い犯罪については100年にして、重い犯罪の重いとは、例えば禁固刑などの身体刑に及んだ場合とか、そういうふうに分けるということが考えられる。ただ一律に適用していいのかというと、細かく見ていくとおそらく色々な場面があると思う。確か国立公文書館は目安というような説明をしていたと思うが、そういうことを明記しないと、そこだけ一人歩きしてしまうことになる。

(委員)

この閲覧制限というのは、要配慮個人情報であって50年を超えないものと定めた上で、ただし、それ特段の事情がある場合にはその限りではない、ということになると思う。

(事務局)

例えば身体障害と精神障害は、各県とも分けており、精神障害については知的障害も含めて80年とか100年と定めて、身体障害については50年とか80年とかより短くしている。ただ身体障害であっても、すべからず50年、80年かというわけではなくて、例えばパラリンピックに出場した選手の名簿を80年隠すかということとそんなことはないし、それ以外の場合であっても、障がい者の当事者団体の代表の方で、公開されている附属機関以外にも色々な審議会の委員に任命されている例が神奈川県でも相当数ある。そういうものをすべて隠すのかというと、そうではないと思う。そのように、色々な場面で使い分けなければならないということが想定される。

(委員)

後段の話は、すでに公開されている文書ということで処理できると思う。水準を下げないという意味で50年とした上で、特段の事情がない場合はこの限りではないという考えになると思う。あとは公知事実の扱いで、新聞記事や裁判記録の扱いについて、新聞に載っている情報は大体公知だと思われているが、色々な自治体の情報公開答申を見ると、新聞に載ったというだけでは公知とは見ていないということが多い。しかも、地方紙に少し載っただけで、これは公開ということはあまりしていない。

(事務局)

神奈川県の場合は、新聞に載ってしまうとそれは慣行公としているが、ただし運用解釈の基準の中で、5条1号の個人に関する情報については、「なお、過去に公にされたものであっても相当期間の経過により公開請求の時点では公にされていると判断できない場合があることに留意する必要がある」と書かれている。これは非公開の判断基準の中で、除外規定が慣行公（法令に基づくものではないが慣行により公にされている情報でもあるという一方で、それでも公開できない場合もあるということが規定されている。

(委員)

時の経過にかんがみ非公開にするということと逆の話になってくるので、なかなか難しい。

(事務局)

具体例としては、公文書館の文書でいうと旧婦人保護の関係がある。一連の文書の中に過去の新聞記事がコピーして貼られており、そこに買春防止法で摘発されたという個人名が載っている。それも併せて全体を個人名や住所等含めて、全部黒塗りにしてマスキングして閲覧に出している。その新聞記事は一旦出てしまっているが、すでに誰もそんなものは探せないだろうし、忘れられているだろうということを考えてだと思うが、とにかく旧婦人保護関係の書類については、すべて個人名は非公開という扱いにしているという事例がある。

(委員)

今の情報についても50年か。

(事務局)

旧婦人保護の関係だと、50年ではなくて80年以上非公開としている。戦後のものが多く80年はまだ経過していないので、結果的に非公開のままになっている。

(委員)

50年を原則として、特段の配慮を要するものはこの限りではないとして、そこに50年の次に80年を設ける必要があるか。

(事務局)

年数を書く必要があるのか。配慮を要するものについては、大きな目安として50年というのは書く必要があるかもしれないが、それ以上は社会情勢の変化で判断するとした方がいいのではないか。

(委員)

例外があるとして、請求があるたびに判断するとした方が良いのではないか。

(委員)

原則として、一般的な個人情報の場合は30年として、要配慮の個人情報については50年で公開とする。さらにその中でも50年を越して保護しないとイケないものも若干あると規定すれば、30年と50年しか出てこないことになる。

(委員)

特段の配慮を要するものとして被差別部落に関するもの等があって、そういうものはひよっとしたら青天井かもしれない。

(事務局)

場合によってはそうなると思う。100年経ってどうかというのはちょっと分からないが、今の段階では非公開となると思う。

(委員)

誰からも忘れ去られて親族も特に問題がないという場合には、公開することになると思う。

(委員)

被差別部落の場合は、むしろ古文書にかなり出てくる。そういった場合はどういう対応になるのか。

(事務局)

現状では、いわゆる江戸時代の古文書の類で被差別部落に関わるものは公開していない。

(委員)

80年も保護しなければならないものは、おそらくその先もそのままだと思う。だから線を引くことに意味はなくて、要配慮については一旦50年で切るとしたらどうか。

(事務局)

裁判で一旦公開になったもの、例えば性犯罪に当たるようなものもかなり公開された時代があると聞いている。それから不当労働行為事件になると、必ずと言っていいほど暴行や傷害という記述が出てくる。そのあたりについても、おそらく一旦公開していたとしても配慮を要して、当時は公開でも今となっては非公開というカテゴリーが出てくるのではないかと思う。

(委員)

不当労の方は、むしろ労働者側の個人名を伏せているものが多いように思う。性犯罪に係る裁判事例は、自分ではそういう事例は見たことはないが、80年ぐらいは隠した方がいいとは思っている。

(委員)

あとは例外的な部分についてもう1回議論するということにして、基本的な骨格は見えてきた。あと個別の問題については、次回以降の課題としたい。

3 次回日程確認

今回は、平成30年12月14日(金)午前9時30分から開催することを確認し、開催場所については追って連絡することとした。

以上